

### 1 弘前市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備や業務の円滑な実施が計画的に行われるよう、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされています。第2期計画の計画期間が令和6年度で終期を迎えるため、令和7年4月を始期とする「第3期弘前市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

◆第3期計画の計画期間  
令和7年度から令和11年度まで(5年間)

### 2 計画の策定体制

#### (1) ニーズ調査の実施

子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の実情を把握するため、「弘前市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

#### 【ニーズ調査実施概要】

|       |   |
|-------|---|
| 調査期間  | 令和6年6月13日 ~ 令和6年7月3日  |
| 調査対象者 | 就学前児童の保護者及び小学生の保護者  |
| 調査方法  | ・就学前児童のいる世帯は無作為抽出し、郵送により調査依頼。<br>・小学生のいる世帯は全数を対象とし、学校を通じて調査依頼。<br>※ともにWEBでの回答で実施。 |
| 配布数   | 10,498件(就学前児童:4,000件、小学生:6,498件)  |
| 回収数   | 5,250件(就学前児童:2,224件、小学生:3,026件)   |
| 回収率   | 50.0%(就学前児童:55.6%、小学生:46.6%)  |

#### (2) 子ども・子育て会議の開催

地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、子ども・子育て支援に関する学識経験者や事業者、公募による市民(子育て家庭の保護者)などで構成される「弘前市子ども・子育て会議」において、計画の内容について審議しました。

#### 【子ども・子育て会議開催状況】

|     | 開催日        | 会議内容                                    |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 令和6年10月9日  | 第3期弘前市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査結果の中間報告について |
| 第2回 | 令和6年12月25日 | 第3期弘前市子ども・子育て支援事業計画(草案)について(踏問)         |
| 第3回 | 令和7年2月19日  | 第3期弘前市子ども・子育て支援事業計画(最終案)について            |

#### (3) パブリックコメント

市民から幅広く意見や提案を募集するため、パブリックコメントを実施しました。

【募集期間】 令和6年12月26日 ~ 令和7年1月20日

### 3 推計人口

「量の見込み」を算出するため、本市の推計人口を、令和2年度～令和6年度の各年度の4月1日を基準日とした住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法を用いて設定しました。

【推計人口(児童数)】 (単位:人)

|    | 実績    | 推計    |       |       |       |       |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|    | R6年度  | R7年度  | R8年度  | R9年度  | R10年度 | R11年度 |
| 0歳 | 769   | 816   | 793   | 769   | 745   | 725   |
| 1歳 | 825   | 767   | 815   | 791   | 768   | 743   |
| 2歳 | 885   | 825   | 768   | 815   | 791   | 768   |
| 3歳 | 999   | 882   | 822   | 764   | 812   | 788   |
| 4歳 | 985   | 1,005 | 887   | 827   | 769   | 816   |
| 5歳 | 1,040 | 980   | 1,000 | 882   | 823   | 765   |
| 合計 | 5,503 | 5,275 | 5,085 | 4,848 | 4,708 | 4,605 |

### 4 教育・保育の量の見込み及び確保方策

小学校就学前の児童で教育又は保育を希望する場合、次の3つの認定区分により、教育・保育施設等が利用できます。

| 認定区分 | 内容  | 教育・保育施設等                 |
|------|---|--------------------------|
| 1号認定 | 子どもが満3歳以上で、幼稚園等で教育を希望する場合。                            | 幼稚園<br>認定こども園            |
| 2号認定 | 子どもが満3歳以上で、保護者の労働又は疾病等の「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合。 | 保育所<br>認定こども園            |
| 3号認定 | 子どもが満3歳未満で、保護者の労働又は疾病等の「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合。 | 保育所<br>認定こども園<br>地域型保育事業 |

#### ◆量の見込み

ニーズ調査から、令和7年度の量の見込みを算出し、各年度の対象年齢の推計人口の増減率を乗じた数とします。

#### ◆確保方策

令和7年4月1日時点の定員数とします。

| 【市全域】 |         | R7年度  |     |     | R8年度  |     |     | R9年度  |     |     | R10年度 |     |     | R11年度 |     |     |
|-------|---------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| 1号認定  | ①量の見込み  | 612   |     |     | 578   |     |     | 528   |     |     | 513   |     |     | 505   |     |     |
|       | ②確保方策   | 801   |     |     | 801   |     |     | 801   |     |     | 801   |     |     | 801   |     |     |
|       | ②-① 過不足 | 189   |     |     | 223   |     |     | 273   |     |     | 288   |     |     | 296   |     |     |
| 2号認定  | ③量の見込み  | 2,167 |     |     | 2,048 |     |     | 1,869 |     |     | 1,818 |     |     | 1,791 |     |     |
|       | ④確保方策   | 2,577 |     |     | 2,577 |     |     | 2,577 |     |     | 2,577 |     |     | 2,577 |     |     |
|       | ④-③ 過不足 | 410   |     |     | 529   |     |     | 708   |     |     | 759   |     |     | 786   |     |     |
| 3号認定  | 年齢      | 0歳    | 1歳  | 2歳  |
|       | ⑤量の見込み  | 665   | 618 | 687 | 646   | 657 | 639 | 627   | 637 | 678 | 607   | 619 | 659 | 590   | 599 | 639 |
|       | ⑥確保方策   | 488   | 757 | 824 | 488   | 757 | 824 | 488   | 757 | 824 | 488   | 757 | 824 | 488   | 757 | 824 |
|       | ⑥-⑤ 過不足 | ▲177  | 139 | 137 | ▲158  | 100 | 185 | ▲139  | 120 | 146 | ▲119  | 138 | 165 | ▲102  | 158 | 185 |

※0歳児の量の見込みが確保方策を上回りますが、3号認定の定員の範囲内で提供体制が確保できています。

第3期弘前市子ども・子育て支援事業計画策定の概要

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

「地域子ども・子育て支援事業」とは、市町村が地域の実情に応じて計画に記載し実施する事業です。令和6年度に子ども・子育て支援法の改正及び関係する基本指針が改正されたことにより、従来の13事業に加えて、新たに6事業が追加となりました。

- ◆量の見込み  
ニース調査結果や過去の利用実績をもとに量の見込みを算出しました。
- ◆確保方策  
事業ごとで、現在の実施体制を基に設定しました。

| 事業名                          | 単位        | 量の見込み・確保方策 |        |        |        |        | 事業概要  |
|------------------------------|-----------|------------|--------|--------|--------|--------|---|
|                              |           | R7年度       | R8年度   | R9年度   | R10年度  | R11年度  |   |
| ① 利用者支援事業                    | か所        | 1          | 1      | 1      | 1      | 1      | 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。  |
| ② 地域子育て支援拠点事業                | 人日        | 74,342     | 73,355 | 73,323 | 71,131 | 69,031 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。   |
| ③ 妊婦健康診査事業                   | 件         | 11,424     | 11,102 | 10,766 | 10,430 | 10,150 | 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。  |
| ④ 乳児家庭全戸訪問事業                 | 人         | 816        | 793    | 769    | 745    | 725    | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。   |
| ⑤ 養育支援訪問事業                   | 件         | 3,254      | 3,161  | 3,068  | 2,972  | 2,893  | 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。  |
| ⑥-1 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)     | 人日(量の見込み) | 929        | 896    | 854    | 829    | 811    | 短期入所生活援助(ショートステイ)事業は、保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上の理由や、出張、公的行事への参加など社会的な理由又は休息の必要などを理由として児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。  |
|                              | 人日(確保方策)  | 1,475      | 1,476  | 1,477  | 1,478  | 1,479  |   |
| ⑥-2 子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)   | 人日(量の見込み) | 858        | 828    | 804    | 772    | 725    | 夜間養護等(トワイライトステイ)事業は、保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。   |
|                              | 人日(確保方策)  | 1,436      | 1,436  | 1,436  | 1,436  | 1,436  |   |
| ⑦ ファミリーサポートセンター事業            | 人日        | 231        | 219    | 211    | 201    | 189    | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。   |
| ⑧-1 一時預かり事業(幼稚園型)            | 人日        | 62,263     | 58,832 | 53,707 | 52,209 | 51,448 | 幼稚園(認定こども園の教育利用を含む)在園児等を対象に、通常の教育時間の前後などに、保護者の要請に応じて児童を預かる事業です。   |
| ⑧-2 一時預かり事業(一般型)             | 人日        | 11,757     | 11,334 | 10,806 | 10,495 | 10,265 | 家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児(非在園児を対象)を、主として昼間に、保育所その他の場所において一時的に預かる事業です。   |
| ⑨ 延長保育事業                     | 人         | 1,762      | 1,698  | 1,618  | 1,572  | 1,538  | 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業です。   |
| ⑩ 病児・病後児保育事業                 | 人日(量の見込み) | 2,396      | 2,368  | 2,340  | 2,314  | 2,286  | 病児対応型は、児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業です。<br>病後児対応型は、児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業です。 |
|                              | 人日(確保方策)  | 7,000      | 7,000  | 7,000  | 7,000  | 7,000  |   |
| ⑪ 放課後児童健全育成事業                | 人(量の見込み)  | 2,803      | 2,744  | 2,693  | 2,578  | 2,433  | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。   |
|                              | 人(確保方策)   | 2,888      | 2,924  | 2,924  | 2,924  | 2,924  |   |
| ⑫ 実費徴収に係る補給給付を行う事業           | 人         | 12         | 12     | 12     | 12     | 12     | 保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。生活保護法による被保護世帯等に対する日用品・文房具等に要する費用の補助は、本市では未実施です。   |
| ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | -         | -          | -      | -      | -      | -      | 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。   |
| ⑭ 子育て世帯訪問支援事業(新規)            | 人日        | 108        | 106    | 103    | 100    | 97     | 訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。  |
| ⑮ 妊婦等包括相談支援事業(新規)            | 回         | 1,632      | 1,586  | 1,538  | 1,490  | 1,450  | 妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニースに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。   |
| ⑯ 児童育成支援拠点事業(新規)             | 人         | 14         | 14     | 14     | 14     | 14     | 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。      |
| ⑰ 親子関係形成支援事業(新規)             | 人         | 14         | 13     | 12     | 12     | 12     | 児童との関わり方や子育てで悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。   |
| ⑱ 産後ケア事業(新規)                 | 人日        | 201        | 195    | 189    | 183    | 178    | 分娩施設退院後から一定の期間、病院、診療所、助産所、その他自治体が設置する場所等又は対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となって、母子に対して、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する事業です。   |
| ⑲ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(新規)  | 人日        | 30         | 30     | 30     | 29     | 27     | 保護者の就労状況などに関係なく、全ての子どもの育ちの保障や子育て家庭への支援の強化のために保育園や幼稚園などに子どもを一時的に預けられる事業です。   |

※①～⑥、⑧～⑫、⑭、⑮、⑰～⑲の事業は、確保方策及び量の見込みの数が同数です。  
 ※⑦、⑬、⑯の事業は、本市では未実施です。⑦、⑯は量の見込みのみの数です。  
 ※⑭～⑲は、新規事業です。